

平成三十一年三月十二日受領  
答 弁 第 六 四 号

内閣衆質一九八第六四号

平成三十一年三月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員大西健介君提出ラグビーワールドカップ二〇一九開催競技場の無料公衆無線LANの環境整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大西健介君提出ラグビーワールドカップ二〇一九開催競技場の無料公衆無線LANの環境整備に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「ラグビーワールドカップ二〇一九の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」(平成二十八年二月二十四日関係府省庁申合せ)において、政府は、「大会開催効果を、開催自治体、キャンプ地の自治体のみならずその他の自治体まで広く全国的に波及させる」ため、「外国人受入促進のための施策」の一つとして、「無料公衆無線LANの環境整備などの社会全体のICT化の推進」に取り組むこととされているところ、これに沿って、東京都を含むラグビーワールドカップ二〇一九の競技場が所在する地方公共団体から当該競技場における観客向けのWi-Fi環境整備の状況について聴取しつつ、その対応を促しており、「基本方針に反する」との御指摘は当たらないと考えている。